

著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化に関する論点整理（案）

1. 問題の所在

著作権法第 114 条の 3 では、著作権等の侵害訴訟において、①裁判所が当事者からの申立てに基づき、侵害立証・損害額計算のために必要な書類について文書提出命令を発することができること（同条第 1 項本文）、②当該書類を所持する当事者が提出を拒む正当な理由があるときは文書提出命令を発することができず（同条第 1 項ただし書）、裁判所は、その正当な理由の有無を判断するに当たって必要と認めるときは、書類を所持する当事者に対して、裁判所に限って当該書類の提示をさせることができることとされている（同条第 2 項）（いわゆる「インカメラ手続」）。また、インカメラ手続においては、裁判所が書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者やその代理人等に対して、当該書類を開示することができることとされている（同条第 3 項）¹。インカメラ手続については、特許法等の他の知的財産法においても規定が整備されている（特許法第 105 条等）。

このインカメラ手続に関し、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「第 4 次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」（平成 30 年 2 月）²において、特許権・実用新案権・商標権・意匠権等の侵害訴訟における①書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入及び②インカメラ手続における公正・中立な第三者である技術専門家の関与について、制度の見直しが提言された。また、同分科会不正競争防止法小委員会「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」（平成 30 年 1 月）³では、上記の提言を受けて特許法等の改正が行われるのであれば、不正競争防止法においても同様の対応を行う必要がある旨が提言された。

これらの提言を受けて、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）により、特許法第 105 条等が改正され、①書類提出命令の必要性判断に当たってインカメラ手続を用いること及び②インカメラ手続において専門委員を関与させることができるよう規定の見直しが行われた⁴。

上記改正がなされるまでは、著作権法におけるインカメラ手続に関する規定（第 114 条の 3）の内容は特許法等と同様の内容であったことを踏まえると、上記のとおり特許法等において特許権等の侵害訴訟における証拠収集手続を強化する内容の規定の見直しがなされたことを受けて、著作権法においても同様の規定の見直しを行うべきかについて検討を行うことが適当であると考えられる。

¹ 著作権法第 114 条の 3 第 4 項において、文書提出命令に関するこれらの規定は検証物提出命令にも準用されている。

² http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/180215_tokkyo_houkoku.htm

³ http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180124001_01.pdf

⁴ 特許法第 105 条第 5 項において、文書提出命令に関するこれらの規定は検証物提出命令にも準用されている。

2. 論点の整理

(1) 書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入について

① 規定の見直しの必要性について

現行著作権法第114条の3第2項では、上記のとおり、「書類の所持者が書類提出を拒む正当な理由が有するか否かを判断する場合」に限って、インカメラ手続を用いることができることとされており、「文書提出命令の申立ての対象書類等が侵害立証・損害額計算のために必要な書類であるか否かを判断する場合」にインカメラ手続を用いることができることとはされていない。

文書提出命令の申立てに関しては、裁判所が侵害立証のための必要性がないとして申立てを却下する例⁵が存在する⁶ところ、現行法上は、裁判所は侵害立証等のための必要性に関し判断するに当たって対象書類の内容を把握する方法がないことから、裁判所においてその必要性に関する判断が困難である場合に、侵害立証等のための証拠としての価値がある書類について裁判所において適切な判断がなされずに文書提出命令の申立てが却下されてしまうおそれがある。侵害立証・損害額計算のために必要な書類は、被疑侵害者の側に構造的に偏在していること、(改正前の特許法等に関してであるが)書類提出命令に関しては侵害立証段階における必要性の判断が高いハードルになっているとの指摘もなされていること⁷を踏まえると、このような事態が生じることは権利の適切な実現の観点から望ましくない。さらに、裁判所が書類を実見し、また、必要に応じ当事者やその代理人等に書類を開示して意見を聴取した上で、その必要性を判断することとした方が、紛争の実情に即したより適切な書類提出命令の活用が可能となるものと考えられる⁸。

そのため、裁判所が実際に書類を見て、また、必要に応じ当事者やその代理人等に書類を開示して意見を聴取した上で、文書提出命令の申立ての対象書類等が侵害立証・損害額計算のために必要な書類であるか否かを判断できるように、必要性判断の場面においてもインカメラ手続を用いることができるようにする必要性が認められる⁹。

⁵ 著作権侵害に関して侵害立証のための必要性を否定して文書提出命令の申立てを却下している例として、東京地判平成25年10月21日平成24年(ワ)第10832号、東京地判平成27年9月17日平成25年(ワ)第19974号などがある。このほか、知的財産戦略本部 知財紛争処理システム検討委員会 第5回会合 資料3 岡部委員提出資料「知財訴訟における文書提出命令に関する調査・研究及び提言」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/syori_system/dai5/gijisidai.html)には、他の知的財産権侵害訴訟も含めて、侵害立証のための必要性を否定して文書提出命令の申立てを却下した複数の裁判例が掲載されている。

⁶ 高部眞規子「証拠収集をめぐる特許法改正」ジュリスト1525号46頁は、今般の特許法等の改正についてであるが、「書類提出命令を却下する場合の理由として多いのは、『証拠調べの必要性がない』というもので、このような理由による却下決定に対しては、独立して抗告が許されないこともあって、申立人の納得も得られにくかったものであると推認できる。」と指摘している。

⁷ 一般財団法人知的財産研究所「知財訴訟における諸問題に関する法制度面からの調査研究報告書」(平成28年2月) (https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2015_07.pdf) 22頁

⁸ 佐伯昌彦「平成30年特許法等の概要」Law and Technology第81号60頁

⁹ 今般の特許法等の改正の効果について、前掲高部47頁は、「裁判所が書類・検証物提出の必要性の有無を判断しやすい環境が整うと考えられる。また、裁判所がインカメラ手続で書類を見た上で書類

② 書類提出者に与える不利益について

インカメラ手続を用いることができる範囲を拡大することによる書類提出者の不利益については、インカメラ手続において開示された書類は原則として何人もその開示を求めることができないこととされており（第114条の3第2項後段）、書類提出者の営業秘密が漏洩するおそれではなく、書類提出者に不利益が生じることは考えづらい。上記1.のとおり、裁判所は、インカメラ手続を用いる場合で、正当な理由があるかどうかについて書類を開示して意見を聴取する必要があると認めるときは、当事者やその代理人等に対し、書類を開示することができるが（同条第3項）、その場合にも裁判所は秘密保持命令を発することができ（第114条の6）、これに反してその営業秘密を訴訟以外に用いる行為は罰則の対象となること¹⁰（第122条の2）、開示を受けた当事者がその営業秘密を用いて書類提出者と競争関係にある事業を行った場合には営業秘密の不正使用として不正競争防止法違反（同法第2条第1項第7号）となることから、営業秘密の漏洩が起らないような制度的な措置がなされている。

そのため、インカメラ手続の範囲を拡大することによって書類提出者に与え得る不利益は極めて限定的であると考えられる。

（2）インカメラ手続における専門委員の関与について

① 規定の見直しの必要性について

インカメラ手続で提示される書類には、略号表記やコンピュータ処理のされた書類等の技術的に複雑かつ高度なものもあり、昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権等の侵害態様がより一層複雑化していることを踏まえれば、文書提出命令の申立ての対象書類等が侵害立証・損害額計算のために必要な書類であるか否かや文書提出を拒む正当な理由の有無について判断する際に専門的知見が一層求められることとなる。また、裁判所が公正中立な判断をするためには、当事者からの説明だけではなく、中立的な技術専門家からも知見を得られるようにすることが望ましい。

そのため、インカメラ手続において、裁判所が専門的知見を必要とするときは、技術専門家を手続に関与させることが必要である¹¹。この技術専門家としては、その専門知識を活用して、争点整理等（民事訴訟法第92条の2第1項）、証拠調べ（同条第2項）、和解（同条第3項）の場面において手続に関与しており重要な役割を担っていることから民事

提出命令の可否を判断したことについて、当事者がより納得しやすくなるという効果も期待できよう。」としている。

¹⁰ 第122条の2第1項において、秘密保持命令に違反した者については、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされている。

¹¹ 今般の特許法等の改正の効果について、前掲高部49頁は、「裁判所は、インカメラ審理において、従前は、裁判所調査官とともに書類を閲読し、被告の説明を聞いていたところであるが、専門委員から説明を聞くことによって（改正後の特許法第105条第4項）、より公正中立な判断が可能になると思われる」としている。

訴訟法に基づく専門委員が妥当である。知的財産権訴訟に関する専門委員としては、大学教授、弁理士、公的機関研究者、民間企業研究者等の専門家が選任されている¹²。

② 書類提出者に与える不利益について

専門委員をインカメラ手続に関与させることによる書類提出者の不利益については、専門委員の関与については当事者の同意を得ることとされていること（特許法第105条第4項参照）、専門委員には非常勤の裁判所職員として秘密保持義務が課されていること¹³を踏まえれば、専門委員を関与させることによって書類提出者に与え得る不利益は極めて限定的であると考えられる。

【ご審議いただきたい点】

- ・ 以上の規定の見直しの必要性及び文書提出者に与える不利益についての評価は妥当か
- ・ 規定の見直しの必要性、文書提出者に与える不利益の程度や他の知的財産法との整合性を踏まえると、書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入及びインカメラ手続における専門委員の関与について特許法等と同様の規定の見直しをすることが妥当と評価できるか

¹² 知的財産高等裁判所ウェブサイト「専門委員制度紹介」（<http://www.ip.courts.go.jp/documents/expert/index.html>）参照。

¹³ 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「第4次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」（平成30年2月）8頁

(参考1) 現行著作権法の関連条文

著作権法（昭和45年法律第48号）

（書類の提出等）

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権，著作権，出版権，実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては，当事者の申立てにより，当事者に対し，当該侵害の行為について立証するため，又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし，その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは，この限りでない。

2 裁判所は，前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは，書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては，何人も，その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は，前項の場合において，第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは，当事者等（当事者（法人である場合にあつては，その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。），使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。），訴訟代理人又は補佐人に対し，当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は，著作者人格権，著作権，出版権，実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(参考2) 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)による改正後の特許法の関連条文

*下線部は平成30年法律第33号による改正箇所

特許法(昭和34年法律第121号) *平成30年法律第33号による改正後のもの
(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。))、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(参考)改正後の特許法におけるインカメラ手続のイメージ

